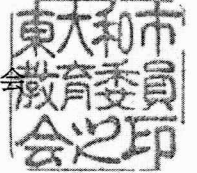


令和6年3月11日

弁 明 書

処分庁 教育委員会



審査請求人 榎本 清が令和5年11月6日付で提起した、「東大和市教育委員会が審査請求人に対して令和5年10月25日付（大教教公収第12-1号）で行った行政文書（請求書）の部分公開決定処分に係る審査請求（大教教収第149号）」について、次のとおり弁明する。

1 事件の表示

審査請求人 榎本 清が令和5年11月6日付で提起した、「東大和市教育委員会が審査請求人に対して令和5年10月25日付（大教教公収第12-1号）で行った行政文書（請求書）の部分公開決定処分に係る審査請求（大教教収第149号）」

2 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

3 本件処分に至るまでの経緯

(1) 令和5年10月12日

処分庁は、東大和市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定による公開請求書を受付した。

(2) 令和5年10月25日

処分庁は、公開請求者に対し、部分公開決定通知書を送付した。なお、公開の日は、令和5年10月26日とした。

(3) 令和5年11月6日

審査請求人は、原処分に不服があるとして、審査請求書を提出した。

なお、提出された審査請求書に不備が認められたため、審査庁は審査請求人に対し、審査請求書の補正を求めた。

(4) 令和5年12月19日

審査請求人は、補正した審査請求書を提出した。

#### 4 本件処分内容及び理由

##### (1) 公開請求の対象について

本件審査請求に係る公開請求の対象となる行政文書は、損害賠償請求事件（令和5年（ネ）720号）に係る2023年6月13日以降に弁護士が市に提出した請求書である。

##### (2) 部分公開決定の内容について

部分公開とした文書のうち、非公開とした部分と理由

###### ① 件名のうち、事件番号

###### 【理由】

条例第7条第2号に該当し、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため」非公開とした。

###### ② 振込先

###### 【理由】

条例第7条第2号に該当し、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため」非公開とした。

###### ③ 印影

###### 【理由】

条例第7条第4号に該当し、「開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため」非公開とした。

#### 5 審査請求書に記載されている事実の認否

##### (1) 認める部分

なし

##### (2) 争う部分

審査請求書 4 ア、「件名」の項、事件番号であろうと推認される部分についてのうち、1行目「東大和市情報公開条例第7条2項にあたるといえどもこれを非公開とする理由はない。」の部分については争う。

審査請求書 4 イ、「振込先」の項、銀行名・口座名義・口座番号と推認される部分についてのうち、1行目「銀行名まで非公開とすることは東大和市情報公開条例第7条3項の拡大解釈であり、理由がない。」の部分については争う。

## 6 審査請求人の主張に対する意見（反論）

### (1) 条例の制定の理念及び情報公開制度の位置付けについて

条例の制定の理念及び情報公開制度の位置付けについては、条例前文に示されており、情報公開事務の手引（平成30年4月改訂）には、前文の解説として次の記載がある。

#### 【情報公開事務の手引 抜粋】

##### 【解説】

- 1 前文では、情報公開制度は、地方自治の本旨の実現とりわけ住民自治のために不可欠な基本的施策であること、及び市民の知る権利を尊重することとしている。
- 2 市政は市民の負託に基づいて行われるものであり、社会状況が変化する中でも住民自治の実現に向けて行われなければならない。そのためには、市の諸活動を市民に十分説明することが重要であり、情報公開制度はこのための不可欠な基本的施策である。
- 3 知る権利が本制度に果たしてきた役割を踏まえ、知る権利を尊重した積極的な情報公開に努める。
- 4 本条例は、このような基本認識の下に制定されたものである。

したがって、処分庁は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならないという原則公開の考え方のもと、公開、非公開の判断をしなければならないといえる。

### (2) 条例第7条第2号の考え方について

- ① 条例第7条第2号は、以下の情報が記録されている行政文書を非公開とすることを定めたものである。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1

項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名（市の地方公務員に限る。）、職及び当該職務遂行の内容に係る部分

② 情報公開事務の手引には、運用として次の記載がある。

【情報公開事務の手引き 抜粋】

【解説】

3 個人情報に対する本人公開の取扱い

本号は、個人に関する一切の情報は非公開を原則とする趣旨である。したがって、公開請求者が、自己に関する情報について公開請求をした場合であっても、第三者からの公開請求の場合と同様に取り扱う。

(3) 条例第7条第3号の考え方について

① 条例第7条第3号は、以下の情報が記録されている行政文書を非公開とすることを定めたものである。

法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

② 情報公開事務の手引には、運用として次の記載がある。

【情報公開事務の手引き 抜粋】

【解説】

5 「地位が損なわれると認められる」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法

人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。そして、公にすることにより、当該法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容、性質を始めとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断するものである。

(4) 前記(1)、(2)及び(3)と本件審査請求の対象となった文書について

本件審査請求の対象となった事件番号及び振込先について、以下のとおり判断した。

① 事件番号

各裁判所において、その種類に従って付された記録符号と、受付暦年及び進行番号から構成される識別番号であり、同一の裁判所において、同じ事件番号が重複して付されることはないことから、事件番号によって、各訴訟の事件が特定されるものといえる。また、民事訴訟法第91条第1項において「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」旨を規定しており、原則として記録の閲覧請求が認められている。このことから、事件番号により各訴訟の事件を特定し、訴訟記録の閲覧請求をすることで、当該各訴訟の訴訟記録に記載された各原告の氏名、住所等を知ることができ、特定の個人が識別されるものといえる。よって、事件番号は、他の情報と照合することによって、各原告を識別することができる情報に該当する。

東大和市情報公開条例は、開示請求の請求主体について何ら制限を設けておらず、不開示事由に該当しない限り、行政文書の開示を認めている。そのため、特定の個人を識別することができる情報は原則として不開示としている。名古屋地方裁判所民事第9部(平成14年10月30日判決言渡)情報公開請求事件判決では、「情報公開法は、本人による自己情報の開示請求のように、個人のプライバシーを侵害するおそれを想定し難い場合であっても、それが個人識別情報に該当する以上、原則として不開示とする立法態度を取っているといわざるを得ない」としている。東大和市情報公開条例についても、この判決を準拠している。また、国内各省庁においても、同様の立場をとっている。

これらのことから、「事件番号」は特定の個人が識別できる情報であり、東大和市情報公開条例第7条第2項の非公開情報に該当することから、部分公開決定処分をした。

② 振込先

東京地方裁判所民事第38部(平成15年9月16日判決言渡)行政文書一部不開示処分取消請求事件判決では、「一般に、法人等の振込先金融機関名、預金種目、口座番号等は、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、これらの内部管理情報について、当該法人等は、開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきである。一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者

が新規にその顧客となり得、通常、自らの口座番号等が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような事情が存在するといった場合は、例外と考えるべきであるが、そのような例外を除けば、上記のような金融情報は一般的に十分保護されるべきものである。したがって、法人等の振込先金融機関名、預金種別、口座番号等を含む情報は、情報公開法5条2号イの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するというべきである。」と判断している。

本件における銀行名・口座名義・口座番号については、弁護士事務所の金融情報であり、前記のような一般的な飲食業者等のように、銀行名、口座名義、口座番号が第三者に知られることを一般的に容認しているとは考え難い。

このことから、当該銀行名、口座名義、口座番号は、東大和市情報公開条例第7条第3項の非公開情報に該当することから、部分公開決定処分をした。

- (5) 上記のことから、処分庁は、条例に基づき、部分公開を決定したものである。したがって、処分庁の判断に問題はないことから、本件審査請求については、棄却することを求めるものである。

## 6 証拠書類等の表示

別紙1 「公開請求書（令和5年10月12日付）」

別紙2 「部分公開決定通知書（令和5年10月25日付 大教教公収第12-1号）」

別紙3 「部分公開文書（請求書）」

別紙4 「名古屋地方裁判所民事第9部（平成14年10月30日判決言渡）情報公開請求事件判決」

別紙5 「東京地方裁判所民事第38部（平成15年9月16日判決言渡）行政文書一部不開示処分取消請求事件判決」

別紙6 「外務省・総務省・文部科学省ホームページ」